

令和7年7月28日

令和7年度 第3回福島地方最低賃金審議会・第3回福島県最低賃金
専門部会の開催について

標記を下記のとおり開催します。

傍聴希望される方は、下記3の要領によりお申し込み下さい。

記

1 開催内容

(1) 第3回福島地方最低賃金審議会

- ①日時：令和7年8月4日（月） 午前11時30分から
- ②場所：福島市上町4番25号 福島テルサ あづま
- ③議題：中央最低賃金審議会の目安の伝達について
労働者側・使用者側の意見表明について他

(2) 第3回福島県最低賃金専門部会

- ①日時：令和7年8月4日（月） 午後2時30分から
なお、上記（1）の第3回福島県最低賃金専門部会の終了時間により開
催時間が遅れる可能性があります。
- ②場所：福島市上町4番25号 福島テルサ あづま
- ③議題：福島県最低賃金の金額審議について

2 傍聴者 若干名

3 傍聴申込要領

- (1) 傍聴希望者は、令和7年8月1日（金）12時までに、住所・氏名・電話番号及び所属を電話又はメールによりお申し込み下さい。

電話番号：024-536-4604

メールアドレス：chinginshitsu-fukushimakkyoku@mhlw.go.jp

- (2) 会場の収容人数には限りがあるため、希望者多数の場合は調整させていただきますので、ご了承ください。

この場合傍聴できない方に対しては、個別にご連絡させていただきます。

- (3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越し下さい。

なお、お申込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日はご本人であることが確認出来るものをお持ち下さい。

4 その他

- (1) 審議内容により公開できない場合もありますので、その際は一時退席をお願いすることになります。ご了承ください。
- (2) 傍聴される際には、別添の遵守事項の厳守をお願いいたします。
- (3) 車椅子をご使用の方と介助の方は、その旨をお申し込みの際にお知らせください。

担当：福島労働局労働基準部賃金室

室長補佐 橋本

電 話 0 2 4 - 5 3 6 - 4 6 0 4

[審議会傍聴に当たっての遵守事項]

傍聴に当たっては、次の事項を遵守して下さい。
これらを遵守できない場合には、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定して下さい。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音することはできません。
(あらかじめ申し込まれた場合は、審議会冒頭に限り写真撮影をすることができます。)
- 4 会議の妨げとならないよう静かにして下さい。
- 5 その他、会長及び事務局職員の指示に従って下さい。